

知多市天然記念物

そうりうめ 「佐布里梅」

佐布里梅とは

佐布里梅は、佐布里地区で生み出された梅の品種です。明治時代から昭和時代初期まで、「佐布里梅林」は梅の生産地、また観光地としてにぎわいました。昭和34年の伊勢湾台風の被害と、佐布里池建設工事による水没によって、一時は途絶えかけた佐布里梅でしたが、平成13年の「佐布里緑と花のふれあい公園」オープンを契機に復活を目指して植樹され、今では知多市を代表する梅の品種となっています。

平成29、30年度に遺伝子調査を実施し、佐布里緑と花のふれあい公園内の「佐布里梅標準木」を含め、佐布里梅とされている梅が遺伝子的に同一であることが確認されています。

鰐部亀蔵の逸話について

佐布里梅は、鰐部亀蔵という人物が、明治時代初期に梅を桃の木へ接ぎ木して作ったとされ、「梅と桃が混ざっているから、佐布里梅の果肉は厚い」という逸話があります。

しかしながら、植物学的に梅と桃の遺伝子が混ざることはありませんので、接ぎ木によってできる樹は元となった樹と同一の遺伝子をもつクローンということになります。そのため、この逸話は、正しくは「交雑または突然変異によって偶然生まれた「佐布里梅」を、桃の台木に接ぎ木して増やした」と考えられます。

文化財（天然記念物）に指定

文化財には、建造物や美術工芸品などの種類があります。そのうち、植物は天然記念物のカテゴリーに入ります。佐布里梅は、令和元年10月10日に天然記念物として知多市の文化財に指定されました。指定対象は、品種「佐布里梅」ですので、佐布里梅を接ぎ穂にし、接ぎ木で増やした梅も対象となります。

指定に伴って、佐布里梅に対する制限や制約は発生しません。これまでと同様、生産、販売、加工、伐採等を行うことができます。また、佐布里梅を使用した商品に、「知多市天然記念物」等、知多市の文化財であることを記載することもできます。（詳細は裏面を参照ください）

文化財指定の対象にならない例

- ・佐布里地区で栽培された、「佐布里梅」以外の品種の梅
- ・佐布里梅の種子から育てた梅

佐布里梅を見てみよう

佐布里梅の花は薄ピンク色が特徴で、1月から3月に見ることができます。佐布里緑と花のふれあい公園には、文化財指定の基準となる「佐布里梅標準木」を始め数多くの佐布里梅が植えられています。知多市歴史民俗博物館にも、名札を付けた佐布里梅がありますので、観察してみてください。

問い合わせ：知多市歴史民俗博物館
TEL 0562-33-1571

知多市指定天然記念物「佐布里梅」取り扱い方針



1 はじめに

佐布里梅は、明治時代に人工的に作り出された梅の品種である。知多市の歴史や産業を語る上で重要なものであることから、知多市文化財保護条例に基づき令和元年10月10日付けで知多市の天然記念物に指定された。この方針では市指定天然記念物「佐布里梅」の取り扱いに関して必要な事項を定める。

2 定義について

文化財指定に向けた調査の中で、佐布里緑と花のふれあい公園入口に植樹されている「佐布里梅標準木」を含め、不特定多数の「佐布里梅」の遺伝子解析調査を実施したところ、すべて遺伝子的に同じものという結果が出ている。このことから、「佐布里梅標準木」と同じ遺伝子情報を保持する品種としての佐布里梅を市指定天然記念物「佐布里梅」として定義する。

3 植樹について

「佐布里梅」を植樹する際は、「佐布里梅」を接穂とした接ぎ木苗を用いることとし、自由に行うことができる。なお、「佐布里梅」の種子から育った個体については、「佐布里梅」とは見なされない。

4 利用について

佐布里梅の樹木及びその葉・花・実・種等の生産・管理・加工・販売等について、文化財指定による制約や制限は受けず、自由に扱うことができる。

5 名称等について

市指定天然記念物「佐布里梅」及び由来する材料を加工して生産された商品については、「知多市指定天然記念物」等知多市の文化財であることを表記することができる。

6 亜種について

「佐布里梅」と定義されるものの中に、亜種が存在することが明らかになった場合、「佐布里梅」に含むか否かは別に協議する。